

町田市民フォーラム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市民フォーラム条例の一部を改正する条例

町田市民フォーラム条例（平成１１年９月町田市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表を次のように改める。

１ 施設使用料

施設の名称			使用単位及び使用料（円）			
			午前	午後	夜間	全日
ホール			７，２００	９，６００	１０，７００	２７，５００
活動諸室	視聴覚室		１，４００	１，９００	２，１００	５，４００
	調理室		２，８００	２，８００	３，６００	９，２００
	和室（水屋は 和室（３）に 含む。）	（１）	５００	６００	７００	１，８００
		（２）	５００	６００	７００	１，８００
		（３）	２００	４００	４００	１，０００
	第１学習室	A	６００	８００	９００	２，３００
		B	６００	８００	９００	２，３００
	第２学習室	A	６００	８００	９００	２，３００
		B	６００	８００	９００	２，３００

備考 施設の使用単位は、午前は午前９時から正午まで、午後は午後１時から午後５時まで、夜間は午後５時３０分から午後１０時まで、全日は午前９時から午後１０時までとする。ただし、調理室の使用単位は、午前は午前９時から午後零時３０分まで、午後は午後１時３０分から午後５時までとする。

附 則

この条例は、平成２３年１２月１日から施行する。

町田市民フォーラム条例新旧対照表（改正後）

__部分は改正部分

別表

1 施設使用料

施設の名称			使用単位及び使用料(円)			
			午前	午後	夜間	全日
ホール			<u>7,200</u>	<u>9,600</u>	<u>10,700</u>	<u>27,500</u>
活動諸室	視聴覚室		<u>1,400</u>	<u>1,900</u>	<u>2,100</u>	<u>5,400</u>
	調理室		<u>2,800</u>	<u>2,800</u>	<u>3,600</u>	<u>9,200</u>
	和室(水屋は 和室(3)に含 む。)	(1)	500	600	700	<u>1,800</u>
		(2)	500	600	700	<u>1,800</u>
		(3)	200	400	400	<u>1,000</u>
	第1学習室	A	600	800	900	<u>2,300</u>
		B	600	800	900	<u>2,300</u>
	第2学習室	A	600	800	900	<u>2,300</u>
		B	600	800	900	<u>2,300</u>

備考 施設の使用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後5時30分から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。ただし、調理室の使用単位は、午前は午前9時から午後零時30分まで、午後は午後1時30分から午後5時までとする。

2 略

町田市民フォーラム条例新旧対照表（改正前）

__部分は改正部分

別表

1 施設使用料

施設の名称			使用料			
			午前	午後	夜間	全日
ホール	<u>ホール</u>		<u>6,500円</u>	<u>8,700円</u>	<u>9,700円</u>	<u>22,400円</u>
活動諸室	視聴覚室		<u>1,300円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,900円</u>	<u>4,600円</u>
	調理室		<u>2,600円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,300円</u>	<u>7,800円</u>
	和室(水屋は 和室(3)に含 む。)	(1)	<u>500円</u>	<u>600円</u>	<u>700円</u>	<u>1,700円</u>
		(2)	<u>500円</u>	<u>600円</u>	<u>700円</u>	<u>1,700円</u>
		(3)	<u>200円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>	<u>800円</u>
	第1学習室	A	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>2,200円</u>
		B	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>2,200円</u>
	第2学習室	A	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>2,200円</u>
		B	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>2,200円</u>

備考 施設の使用時間は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後5時30分から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。ただし、調理室の使用時間は、午前は午前9時から午後零時30分まで、午後は午後1時30分から午後5時までとする。

2 略